

和歌山工業高等専門学校運営委員会規則

制 定 平成 5 年 1 月 26 日
最近改正 令和 7 年 12 月 17 日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第7条第2項の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、本校の円滑な運営を図るため、次の重要事項について具体的の方策を審議する。

- 一 学生の入学（入学者選抜に関するこを含む。）及び卒業に関すること。
 - 二 学生の教育及び生活に関すること。
 - 三 学寮に関すること。
 - 四 各学科及び総合教育科並びに専攻科の運営に関すること。
 - 五 中期目標・中期計画に関すること。
 - 六 諸規則の制定及び改廃に関すること。
 - 七 予算に関すること。
 - 八 施設及び設備に関すること。
 - 九 その他、学校運営に関すること。
- 2 委員会は、特に必要ある場合は、各専門委員会等の意見を聴することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 各学科主任及び総合教育科主任
- 六 メディアセンター長
- 七 地域共同テクノセンター長
- 八 技術支援室長
- 九 国際交流推進室長
- 十 事務部長
- 十一 総務課長
- 十二 学生課長
- 十三 校長が必要と認めた者

(会議)

第4条 委員会は、校長が招集し、その議長となる。

- 2 校長に事故あるときは、副校長がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(会議の事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規則は、平成5年1月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。